○　山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令

平成２８年１月１３日
本 部 訓 令 第 １ 号

（趣旨）

第１条　この訓令は、山口県警察職員（以下「職員」という。）が有する職務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）の活用に当たり必要な事項を定めるものとする。

（専門的技能等の種別）

第２条　警察本部長（以下「本部長」という。）は、別表に定める専門的技能等を有する職員を技能指導官又は技能指導監（以下「技能指導官等」という。）に指定することができる。

２　警察本部の主管所属長（以下「本部主管所属長」という。）は、別表に定める専門的技能等の種別を加えたい場合は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）に申し出るものとする。

（指定要件）

第３条　技能指導官の指定要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 警部補以上の階級にある警察官又は係長以上の職にある警察官以外の職員であること。

(2) ４５歳以上であること。

(3) 専門的技能等を生かした職務に通算１５年以上従事した経験を有すること。

(4) 指導教養実績が優秀であること。

２　技能指導監の指定要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 技能指導官として通算５年以上指定を受けていること。

(2) 指導教養実績が特に優秀であること。

（審査及び推薦）

第４条　本部主管所属長は、毎年度の開始後、技能指導官等の指定要件を満たし、かつ、適格性を有すると認める職員を各部門の対策部会（山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令（平成１７年山口県警察本部訓令第２３号）第６条に規定する対策部会をいう。）において審査し、教養課長を経由して本部長に推薦するものとする。この場合において、本部主管所属長は、他の所属の職員を推薦する場合は、当該所属長と協議するものとする。

２　本部主管所属長は、前項の規定に基づく推薦に当たっては、技能指導官等推薦書（別記第１号様式）及び指導教養実績・活動計画書（別記第２号様式。以下「活動計画書等」という。）を作成するものとする。

第５条　削除

（指定）

第６条　本部長は、第４条に規定する推薦を受け、技能指導官等を指定するものとする。

２ 前項の規定による指定に当たっては、指定書（別記第３号様式）を交付するものとする。

（指定解除）

第７条　本部主管所属長は、技能指導官等が病気その他の事由によりその任務を遂行することができなくなったとき又は指定要件に該当しなくなったときは、本部主管部長に報告の上、技能指導官等指定解除申請書（別記第４号様式）に活動計画書等を添えて、教養課長を経由して本部長に申請するものとする。この場合において、本部主管所属長は、他の所属の職員について指定の解除を申請する場合は、必要に応じて当該所属長と協議するものとする。

２ 本部長は、前項の規定による申請があった場合において、その指定を解除することが適当と認めるときは、当該指定を解除するものとする。

（名簿の作成）

第８条　本部長は、技能指導官及び技能指導監を指定したとき又はその指定を解除したときは、名簿を作成し、周知するものとする。ただし、周知することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（指導教養）

第９条　技能指導官及び技能指導監は、次に掲げる方法により職員に対する指導教養を行うものとする。

(1) 職務の遂行にあわせて行う職場指導

(2) 学校教養、巡回教養、各種研修会等の集合教養

(3) 前２号に掲げるもののほか適当と認める方法

２　所属長は、所属職員に対する指導教養のため、技能指導官等の派遣を要請する場合は、技能指導官等派遣要請書（別記第５号様式）により、教養課長を経由して本部長に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で派遣を要請した後、速やかに技能指導官等派遣要請書を提出するものとする。

３　本部長は、技能指導官等の派遣を適当と認めるときは、関係所属長に対し派遣を命ずるものとする。

（報告）

第１０条　本部主管所属長は、毎年度の開始後、現に指定されている技能指導官等に係る当該年度の前年度の指導教養実績及び当該年度の活動計画について活動計画書等を作成し、本部主管部長に報告の上、教養課長を経由して本部長に報告するものとする。

第１１条　技能指導官及び技能指導監は、指導教養を実施したときは、指導教養実施結果報告書（別記第６号様式）により所属長にその結果を報告するものとする。

２　所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、教養課長に指導教養実施結果報告書の写しを提出するものとする。

附 則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２８年２月１日から施行する。

（技能指導官及び技能指導監の指定に関する経過措置）

２　改正前の山口県警察の技能指導官等に関する訓令第８条第１項に基づき技能指導官又は技能指導監に指定された者は、改正後の山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第６条第１項に基づき技能指導官又は技能指導監に指定されたものとみなす。

（山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正）

３　山口県警察における事務の決裁に関する訓令（平成１６年山口県警察本部訓令第４９号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の表教養課の部山口県警察の技能指導官等に関する訓令（平成７年山口県警察本部訓令第１３号）の項を次のように改める。

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令（平成２８年山口県警察本部訓令第１号）	第６条第１項	指定	○		
	第７条第２項	指定解除	○		
	第８条	名簿の作成		○	
	第９条第３項	派遣命令			○

（山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令の一部改正）

４　山口県警察総合対策委員会の設置に関する訓令（平成１７年山口県警察本部訓令第２３号）の一部を次のように改正する。

別表第２警務対策部会の項中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、第１３号から第１５号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則（平成２９年１月１７日本部訓令第１号）

この訓令は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２４日本部訓令第３１号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令６条による改正附則）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１月１７日本部訓令第１号）

この訓令は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２８日本部訓令第２号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令４６条による改正附則）

この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和３年２月１日本部訓令第３号）

この訓令は、令和３年３月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１２日本部訓令第１４号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令５条による改正附則）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月１日本部訓令第４号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令１２条による改正附則抄）

（施行期日）

１　この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年４月２６日本部訓令第１２号）

この訓令は、令和６年４月２６日から施行する。

附　則　（令和８年５月２５日本部訓令第２２号）

この訓令は、令和８年５月２６日から施行する。

別表（第２条関係）

専門的技能等の種別

部門	専門的技能等の種別	本部主管所属
生活安全部	人身安全対策	人身安全・少年課
	少年関係事犯捜査及び補導	生活安全捜査課
	生活経済事犯捜査	生活安全捜査課
	風俗関係事犯捜査	生活安全捜査課
	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪対策課
地域部	職務質問等による犯罪の取締り	地域企画課
	通信指令	通信指令課
刑事部	指名手配被疑者の追跡捜査	刑事企画課
	被疑者取調べ	刑事企画課
	手口・情報分析	捜査支援分析課
	犯罪収益解明	捜査支援分析課
	強行犯捜査	捜査第一課
	特殊犯捜査	捜査第一課
	窃盗犯捜査	捜査第一課
	知能犯捜査	捜査第二課
	特殊詐欺事件捜査	組織犯罪対策課
	国際犯罪捜査	組織犯罪対策課
	暴力団犯罪捜査	組織犯罪対策課
	薬物事犯捜査	組織犯罪対策課
	銃器関係事犯捜査	組織犯罪対策課
	鑑識・鑑定	鑑識課、科学捜査研究所
交通部	交通安全教育	交通企画課
	交通規制・管制	交通規制課
	交通事故事件等捜査	交通指導課
	交通鑑識	交通指導課

専門的技能等の種別

部門	専門的技能等の種別	本部主管所属
生活安全部	人身安全対策	人身安全・少年課
	少年関係事犯捜査及び補導	生活安全捜査課
	生活経済事犯捜査	生活安全捜査課
	風俗関係事犯捜査	生活安全捜査課
	サイバー犯罪捜査	サイバー犯罪対策課
地域部	職務質問等による犯罪の取締り	地域企画課
	通信指令	通信指令課
刑事部	指名手配被疑者の追跡捜査	刑事企画課
	被疑者取調べ	刑事企画課
	手口・情報分析	捜査支援分析課
	犯罪収益解明	捜査支援分析課
	強行犯捜査	捜査第一課
	特殊犯捜査	捜査第一課
	窃盗犯捜査	捜査第一課
	知能犯捜査	捜査第二課
	特殊詐欺事件捜査	組織犯罪対策課
	国際犯罪捜査	組織犯罪対策課
	暴力団犯罪捜査	組織犯罪対策課
	薬物事犯捜査	組織犯罪対策課
	銃器関係事犯捜査	組織犯罪対策課
	鑑識・鑑定	鑑識課、科学捜査研究所
交通部	交通安全教育	交通企画課
	交通規制・管制	交通規制課
	交通事故事件等捜査	交通指導課
	交通鑑識	交通指導課

別記
第１号様式（第４条関係）

技 能 指 導 官 等 推 薦 書

第　　号
年　　月　　日

警 察 本 部 長　殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第４条第１項の規定に基づき、下記のとおり推薦します。

記

所　　属		階級又は職名	
氏　　名		生 年 月 日	年　　月　　日生（　　歳）
種　　類	技能指導官　　技能指導監		

（専門的技能等に関する事項）

部　　門		
専門的技能等の種別		
専 門 的 技 能 等 の 概 要		
経 歴 等 の 概 要	拝命年月日	年　　月　　日
	当該専門的技能等に係る職務経験年数	年
表 彰 受 賞 状 況		

（推薦に関する事項）

本 部 主 管 所 属 の 検 討 結 果	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第２号様式（第４条、第７条、第１０条関係）

（表）

指 導 教 養 実 績 ・活 動 計 画 書

所　属		階級又は職名	
氏　名		生　年　月　日	年　　月　　日生（　　歳）
区　　分		新規	継続　　解除
種　　別		技能指導官	技能指導監
部　　門			
専門的技能等の種別			

1　指導教養実績（　　年度）

月別	指導教養方法	指 導 教 養 内 容	対　象　者	実施回数	述べ時間	述べ人員
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	―	―	―			

（裏）

2　活動計画（　　年度）

月別	指導教養方法	指 導 教 養 内 容	対　象　者	実施回数	述べ時間	述べ人員
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	―	―	―			

注　1　技能指導官を推薦する場合は、指導教養実績は記載しないこと。

　　2　技能指導官等の指定を解除する場合は、活動計画は記載しないこと。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第３号様式（第６条関係）

指　　定　　書

（階級又は職名）	（氏名）
技　能　指　導　官 ○　○　○　　に指定する 技　能　指　導　監	
年　　月　　日 山口県警察本部長 階　級　　氏　　名	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第４号様式（第７条関係）

技 能 指 導 官 等 指 定 解 除 申 請 書

第　　号
年　　月　　日

警察本部長　殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

所　　属		階級又は職名	
氏　　名		生 年 月 日	年　　月　　日生（　　歳）
種　　別	技能指導官　　技能指導監		

（指定解除の理由等）

部　　門	
専門的技能等の種別	
指 定 解 除 の 理 由	

（指定解除に関する事項）

本部主管所属の検討結果	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

第５号様式（第９条関係）

技能指導官等派遣要請書

第　　号
年　　月　　日

警察本部長　殿

長

山口県警察における技能指導官及び技能指導監の指定等に関する訓令第９条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

専門的技能等の種別						
派遣者	所属		階級又は職名		氏名	
派遣日時	年　　月　　日（　）　　時　　分から　　時　　分					
派遣場所						
派遣事由						

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａサイズ４とする。

第６号様式（第１１条関係）

指導教養実施結果報告書

専門的技能等の種別						
実　施　者	所属		階級又は職名		氏名	
実施日時	年　月　日（　）　時　分から　時　分					
実施場所						
実施対象						
指導教養内容						

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。